

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和 5 年 7 月 28 日（金）午前 9 時 30 分
閉会年月日時刻	令和 5 年 7 月 28 日（金）午前 10 時 50 分
開会の場所	邑楽町役場 2 階 204 会議室
議案事項	議案第 13 号 令和 6 年度使用教科用図書の採択について 議案第 14 号 邑楽町小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について
その他	1）令和 4 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について 2）令和 5 年度邑楽町教職員研修会の開催について 3）おうらスポーツフェスティバルについて 4）令和 5 年 8 月行事予定について 5）次回教育委員会について 6）その他
出席者	教 育 長 藤 江 利 久 委 員 岡 田 真 幸 委 員 谷 津 洋 子 委 員 中 村 郷 志 委 員 橋 本 明 香
説明員	学校教育課長 松 崎 澄 子 生涯学習課長 田 中 敏 明 教育委員会書記 高 橋 克 徳

会議録

議長（藤江）

ただ今より、7月定例教育委員会を開会いたします。
 それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
 岡田委員、谷津委員にお願いします。
 続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

6月27日は生涯学習課関係の庁議がありました。28日は健康づくり課の庁議がありました。28日はおうらスポーツフェスティバル実行委員会がありました。詳しい内容については生涯学習課長から、後で説明があると思います。29日は邑楽中学校の計画訪問でした。30日は校長の自己申告書に沿って、今年度の目標などを確認しました。午後には、社会教育委員会議を行いました。7月2日は和太鼓フェスティバルが中央公民館で開催されました。町外からの出演者も多く、素晴らしかったとの声もありました。3日も校長ヒアリング、課長会議、また、教科書採択協議会があり、岡田委員と出席しました。夕方は部落解放同盟邑楽支部の定期総会に出席しました。4日は中野小学校通学路の危険箇所について、打ち合わせをしました。5日は青少年赤十字東部地区連絡協議会に出席しました。群馬県の公立小中学校、公立高等学校の赤十字加盟率が100%と聞き驚きました。午後は大泉地区学校警察連絡協議会主催の善行少年表彰式に立ち会いました。7日は館林SSWが来庁して情報交換を行いました。午後は町村教育長研修会で前橋に行ってきました。9日は町内対抗卓球大会で挨拶に行きました。小学生から高齢者まで100名くらいが集まって、行政区対抗で行いました。12日は管内校長会、午後には県市町村教育長人事会議がありました。13日は文化財保護調査委員会議がありました。14日は、おうらスポーツフェスティバルの役場職員説明会を行いました。15日は横山幸雄ピアノリサイタルに参加しました。17日は原水爆禁止平和行進を保健センターでお出迎えしました。18日は課長会議があり、午後には議会の全員協議会がありました。19日はスポーツ推進審議会があり、おうらスポーツフェスティバルの説明などを行いました。21日は、おうらスポーツフェスティバル実行委員会の2回目が行われ、詳しい内容が決まりました。22日は坂原堇礼さんのピアノリサイタルでした。26日は窓口における模擬の事務手続きを見学しました。27日は管理職考査の研修がありました。また、給食センター運営委員会がありました。本日は教育委員会です。以上です。

会議録	
議長（藤江）	何かご質問等ありましたらお願いします。
教育委員（岡田）	邑楽町役場は、手続きごとに町民が窓口を移動するのではなく、職員が来てくれますね。
学校教育課長（松崎）	他の市町村から邑楽町に引っ越してくると、家族構成によって、保育園児や幼稚園児がいると子ども支援課に、児童生徒がいると学校教育課に用がありますが、窓口の席に座っていれば、手続きごとに職員が来るようになっています。
教育委員（谷津）	助かりますね。
議長（藤江）	よろしいでしょうか。議事に入る前にお諮りしますが、議案第 13 号令和 6 年度使用教科用図書の採択については、県内での採択が終了するまで非公開扱いとするため、その他の 1) 令和 4 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書については意思決定過程中案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕
議長（藤江）	異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。 それでは、議案第 14 号邑楽町小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（松崎）	邑楽町立小学校及び中学校給食費の減免に関する規則では、「邑楽町立小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者」に対する支援として、「小中学校に在学する児童及び生徒を 2 人以上養育する」場合の「第 2 番目の子」の給食費を「半額免除」、「第 3 番目以降の子」の給食費を「全額免除」としてきました。今回の改正は、「第 2 番目以降の子」の給食費を「全額免除」とするものです。施行期日は、2 学期の初日であります令和 5 年 8 月 28 日とします。今年度は、第 2 子について既に半額減免の申請

会議録	
	を受理し決定しておりますので、経過措置としまして、「現に改正前の規則第 5 条の規定により減免の決定を受けている者は、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定により対象となる児童及び生徒の減免額を適用する」とします。改めての申請の必要はなく、2 学期以降、第 2 番目以降の子に対する全額免除を適用する考え方です。以上、よろしくお願いいたします。
議長（藤江）	ご質問等ありましたらお願いします。
教育委員（岡田）	私立に行っている場合は別で、町内の小中学校に通っている場合ですね。
学校教育課長（松崎）	そうです。
議長（藤江）	群馬県くらい進んでいるところはないみたいですね。
学校教育課長（松崎）	群馬県は、福祉医療の方も高校生まで無償や、その前に中学生まで無償というのも確か早かったですね。
議長（藤江）	それでは、議案第 14 号邑楽町小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 14 号邑楽町小学校及び中学校給食費の減免に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に、その他 2) 令和 5 年度邑楽町教職員研修会の開催について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（松崎）	8 月 23 日（水）午後 2 時 50 分からオンラインによる邑楽町教職員研修会を開催します。対象は、管内小中学校教職員及び学校関係者の約 150 名を想定しています。演題は「LGBTQ 生徒の困りごとと対応」、講師は NPO 法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク副代表理事の渡邊歩先生です。渡邊先生は、公認心理師の資格もお持ちで、現在、早稲田大学大学院教育学研究科におきまして、LGBTQ と教育心理学をテ

会議録	
	ーマに研究をしながら、LGBTQ 当事者への相談支援や居場所づくりを行っていらっしゃいます。教育委員の皆様と事務局の研修会場は、役場 3 階大会議室に設けますので、ご都合がよろしければ、是非ご出席ください。
議長（藤江）	次に、その他 3) おうらスポーツフェスティバルについて、田中生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長（田中）	おうらスポーツフェスティバルにつきまして、ご報告させていただきます。例年 10 月に実施しておりました「町民体育祭」につきましては、新型コロナの感染拡大により、3 年連続で中止になりました。開催の是非について協議する会議の席で、委員の方からは「コロナだからできない」ではなく「コロナでもできること」を目指すべきとのご意見がありました。町ではこうしたご意見を踏まえ、令和 5 年度はこれまでの町民体育祭に替わる、新たなスポーツイベントを行うことを決定いたしました。区長会の正副会長さんをはじめ、体育協会、スポーツ推進委員やスポーツ少年団などの代表者による検討会議を立ち上げ、新たなスポーツイベントの方針について協議して参りました。その協議の結果につきましては、随時報告させていただいたところではありますが、今年度に入り、役場関係課による調整会議を経て、6 月 28 日に、区長会の正副会長さんをはじめ、体育協会、スポーツ推進委員やスポーツ少年団などの代表者による第 1 回実行委員会を開催し、イベントの名称及び内容について決定して参りました。本日は、2 度の実行委員会を経て決定した内容についてご報告させていただきます。なお、新たな町民スポーツイベントの名称は、「おうらスポーツフェスティバル」でございます。これは、公募された 33 点の名称候補から、実行委員の投票により決定いたしました。「おうらスポーツフェスティバル」に関する会議・打合せ・報告の状況ですが、6 月 15 日の調整会議から本日の教育委員会まで、各種の団体・機関の皆様と協議するとともに、町及び実行委員会の考え方を説明させていただいております。8 月 1 日発行の広報おうらでイベントの概要をお知らせし、9 月号ではより詳細にお知らせする予定でございます。「おうらスポーツフェスティバル」の実施概要ですが、目的は「共生社会の実現」ということで、子どもから大人まで、また高齢者や障がいのある方まで、参加を希望する全ての町民が参加できるイベントとして計画しております。

会議録

す。主催は邑楽町、邑楽町教育委員会、邑楽町体育協会で、こちらは従来の町民体育祭と同じでございます。共催として「邑楽町商工会」と「群馬県立ふれあいスポーツプラザ」となっております。これは、この後の内容と関係しますが、商工会に物販をお願いし、また群馬県立ふれあいスポーツプラザからパラスポーツの用具を借用することから共催とさせていただきます。期日は10月1日(日)、時間は午前9時から午後1時までの4時間となります。従来よりは短時間の催しとなります。会場につきましては、従来のスポーツレクリエーション広場に加え、町民体育館アリーナや、旧ゲートボール場、町民体育館東駐車場、長柄公民館なども使用する予定です。感染症対策として、手指消毒も実施いたします。内容ですが、運営方針としまして、参加の呼びかけにつきましては、各種団体・機関や行政区、体協支部やお助けネットワークなどを通じて、より多くの町民に幅広く参加を呼びかけるというものでございます。町内対抗競技は行わず、従来のような行政区での選手探しは予定しておりませんが、町民総参加のスポーツイベントという位置づけから、より多くの町民の皆さんに参加を呼びかけるという点においては変わりません。むしろ、高齢者や障害のある方など、従来は見る側だった立場の人が参加する側に回れるような内容を追求しております。運営スタッフにつきましては、関係団体や職員、個人の有志をグループに分け、可能な限り参加者の希望を考慮して具体的な内容を決定する、というものでございます。職員につきましては、すでに役割分担を決め、各担当ごとに準備を進めるよう指示してございます。次に、実施内容につきましてご説明申し上げます。スポレク広場に設置するイベントエリアでは、トラックとフィールドを活用したリレーや、誰でも自由に参加できる「玉入れ」などを実施いたします。具体的な内容としましては、小中学校によります小学校区対抗リレーをはじめ、保育園・幼稚園・こども園など親子の競技、オープン競技として「みんなで玉入れ」や「42.195m競争」を実施いたします。「団体対抗カクテルリレー」と「邑-1 グランプリ」は事前申込制としまして、参加者全員が町内在住または在勤という条件がありますが、自由なチーム編成で参加が可能です。イベントエリアのプログラムは午前9時に始まり、12時40分には終了する予定です。次に、体験エリアの説明をします。こちらは従来の町民体育祭にはなかった、新しい取り組みとなります。スポレク広場の一角や旧ゲートボール場、町民体育館などに設置する体験エリアでは、ふわふわ遊具やニュースポ

会議録

ーツなど、さまざまな体験ブースを設けたいと考えております。会場配置のイメージですが、体験エリアはスポレク広場の一部から、その南の旧ゲートボール場と町民体育館、テニスコート、長柄公民館まで広い範囲で行われます。なお、テニスコート西側の駐車場を商工会による物販エリアとしております。体験エリアでは小さなお子さん向けのふわふわ遊具や、パラスポーツの体験コーナーなどを設けます。グループで3種類くらいのメニューを体験できるツアーを事前申込制で実施するほか、当日受付による個人やグループでの参加も可能とします。テニスコート西側駐車場の物販エリアでは、町商工会にご協力頂き、飲食物を中心に各種の販売をしていただきたいと考えております。町商工会が会員に向けて出店希望者を募集するための具体的な出店の内容ですが、7月21日の実行委員会で確認された内容についてご説明申し上げます。開催時間は「午前9時から午後2時まで」となっています。おうらスポーツフェスティバルの実施時間は午前9時から午後1時までですが、イベント終了後に帰宅する方に販売できるよう、このエリアに限って終了時間を午後2時まで1時間延長することが、実行委員会で決定いたしました。また、当日の会場内での飲酒は不可とし、持ち帰り用の酒類の販売は差し支えないということが実行委員会で確認されました。これまでの説明の中で、雨天時の対応については触れておりませんでした。その点につきましても実行委員会で協議した結果、雨天時の延期はなしで、町民体育館および長柄公民館での体験は実施、原則として屋外での催しは中止とすることとなりました。物販エリアにつきましては、出店者の判断に任せる、ということになりました。以上が、おうらスポーツフェスティバルの概要でございます。次に、町および実行委員会から行政区へのお願いということで、昨日の区長会でお願いした内容です。まずは、「行政区のテントについて」でございます。2月の区長会や、体育協会の会議で、「おうらスポーツフェスティバルでは行政区のテントの設置は不要です」とお話をしました。しかし、役場内や実行委員会での協議の結果、やはり行政区の休憩場所を確保することが必要である、ということになりました。理由としましては、このイベントが目指す方針として、高齢者や障害のある方など、従来は見る側だった立場の人が参加する側に回れるような内容を実施する、ということがあります。そうした方が参加される場合、10月1日はまだ暑いため、休憩やトラック競技を観戦する場所に日除けがあったほうが良いと思われます。また、昨年度開催されたこの

会議録	
	イベントの検討会の中で、「可能な限り、これまでの町民体育祭の意義を継承し、課題を克服する」という方針が確認されております。従来の町民体育祭につきましては、選手探しの負担などがあったという反面、行政区の中での貴重な交流の機会であったという声も少なくありませんでした。そうした点も踏まえ、総合的に判断した結果、行政区単位で休憩場所を設置することが望ましいという結論に至りました。従来の町民体育祭で行政区のテントを設置していたのは、主に体協の理事支部長さんだと思われるので、7月18日に開催された体育協会の理事会の中で、テントの設置及び水分の提供について、お願いをしたところです。テントにつきましては行政区が所有している2間×3間のテントでなくとも、個人所有の簡易なタープテントなどでも構いませんので、とにかく日除けを作っていただきたいとお願いいたしました。なお、休憩場所につきましては実行委員会で区画を指定し、各区画には事前にブルーシートを敷いておきます。体験ツアーの集合場所として、各行政区の休憩場所を指定したいということもあり、テントの設置を区長会でお願いしましたが、テントの件につきましては区長さんからは極めて不評でした。町としては一方的にお願いをした状況であり、強制はできないと考えております。当日までに、より多くの関係者にお願いし、より多くの行政区で取り組んでいただけるよう努力していきたいと思っています。以上です。
議長（藤江）	テントの配置ですが、テントの開口が狭い方がトラックに向いていますね。
生涯学習課長（田中）	今回は狭い方をトラックに向けています。そうすることによって、ある程度スペースが圧縮できます。体験エリアとの一体感を出すために、行政区のスペースについては圧縮したという理由があります。体験エリアがテントの裏側になってしまうと一体感が生まれにくいという状況がありますので工夫をしました。テントについては、これまでの町民体育祭では、抽選で場所を決めていましたが、今回は1区から34区まで順番に割り振っています。体験ツアーの集合場所である行政区のテントがすぐに分かるようになっていきます。体協の理事会では、テントについては、2間×3間のテントではなくても個人が持っているタープなどでもいいですよと話をしております。考え方としては、行政区のスペースを確保したので、後は行政区が自由に使っていいですよ、という意味で確保して

会議録	
	いるので、居場所として利用していただければと思っています。
議長（藤江）	私の方からも学校には、協力していただくようお願いをしました。 初めてのことなので、どういう動きになるのか見えないところがありますが、今年はその反省材料をいっぱい集めて、次年度に生かすという形になります。 他に何かご意見ございますでしょうか。
教育委員（谷津）	初めてのことだからやってみないと分からないですね。
議長（藤江）	ふわふわ遊具では、人数制限をしなくちゃいけないのでは。
生涯学習課長（田中）	ふわふわ遊具は他のイベントでも行っており、経験があるので問題ないと思います。パラスポーツは、パラ競技の人たちが指導に来てくれますし、ニュースポーツは普段指導しているスポーツ推進員が指導するので、それほど心配はないかなと思っています。場所がとにかく広いので、その辺が大変だなと思います。
議長（藤江）	町民総参加で是非とも盛り上げていきたいと思っています。 次に、その他の4)令和5年8月行事予定について、松崎学校教育課長・田中生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長（松崎）	学校教育課の8月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の8月の主な予定行事を読みあげる。
議長（藤江）	ご質問等ありましたらお願いします。ないようですので、その他の5) 次回の教育委員会についてですが、事前に調整させていただいております8月22日（火）午前9時からよろしいでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	それでは次回の教育委員会は8月22日（火）午前9時から行うことに決定しました。

会議録	
	次に、その他の 6) その他として皆さんから何かございますか。
学 校 教 育 課 長（松崎）	学校教育課から 2 つあります。1 つ目は、近隣教育委員会の異動についてのお知らせです。大泉町教育委員会の教育委員等の異動についてですが、まず、欠員となっておりました教育長職務代理者が令和 5 年 6 月 13 日付けで新たな方が就任されました。また、委員 1 名が任期満了となりましたが、令和 5 年 6 月 24 日付けで再任されております。続いて、柴崎教育長の任期満了に伴い、7 月 15 日付けで福田教育長が就任されました。2 つ目ですが、7 月 11 日（火）に発生しました突風を伴う雷雨の被害についてです。新聞やテレビで取り上げられましたが、長柄小学校で西側の私有地からの倒木による被害がありました。体育館の北側が職員駐車場となっておりますが、そこへ大きな木が倒れ込み、教員の車 2 台と学校のフェンスが破損しました。人的な被害はございません。倒木の撤去やフェンスの修理など、土地の所有者ができるだけのことを対応して下さっております。以上です。
議長（藤江）	以上で公開案件は終わりにします。 次に非公開案件に入ります。議案第 13 号令和 6 年度使用教科用図書の採択についてを議題とします。 以下非公開
議長（藤江）	議案第 13 号令和 6 年度使用教科用図書の採択についてを提案どおりに決定します。 次に、その他の 1) 令和 4 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書についてを議題とします。 以下非公開 以上で 7 月の教育委員会を閉会します。